

平成22年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第2号)

平成22年12月17日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第55号 平成22年度海津市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第56号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第57号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第58号 平成22年度海津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第59号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第60号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第61号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第62号 海津市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第63号 指定管理者の指定について
- 日程第11 請願第1号から第3号について
- 日程第12 下水道対策特別委員会の中間報告について
- 日程第13 閉会中の継続調査申出について
- 追加日程第1 発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱について
- 追加日程第2 発議第6号 TPP参加反対に関する意見書について

◎出席議員(17名)

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	川瀬厚美君	10番	森昇君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	15番	星野勇生君

16番 永田武秀君
18番 松岡光義君

17番 西脇幸雄君

◎欠席議員（1名）

14番 渡辺光明君

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局長	後藤昌司君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局長	青木彰君	総務部財政課長	木村元康君
企画部長	福田政春君	会計管理者	伊藤久義君
産業経済部長	大倉明男君	建設部長	伊藤恵二君
水道環境部長	高木武夫君	市民福祉部長	安達博司君
消防長	田中俊澄君	教育委員会 事務局長	森島英雄君
監査委員 事務局長	舘尋正君	農業委員会 事務局長	水谷明寛君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	大橋茂一	議会事務局課長 補佐兼議事係長	神田勝広
議会事務局 総務係長	西村里美		

◎開議宣告

○議長（松岡光義君） 皆さん、おはようございます。

朝夕、きょうは特に寒くなりました。お体には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、定刻でございますので、ただいまから第4回の定例会を始めさせていただきます。

本日の会議に、14番 渡辺光明議員より欠席の届け出が出ておりますので報告させていただきます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松岡光義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番 山田勝君、8番 堀田みつ子君を指名します。

◎議案第55号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第4号）から議案第63号 指定管理者の指定についてまで

○議長（松岡光義君） 次に、日程第2、議案第55号から日程第10、議案第63号までの9議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務委員長 森昇君。

〔総務委員長 森昇君 登壇〕

○総務委員長（森 昇君） 皆さん、おはようございます。

それでは総務委員会の報告をさせていただきます。

海津市議会議長 松岡光義様、総務委員会委員長 森昇。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、結果の順で報告を申し上げます。

議案第55号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第63号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました2案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

なお、初日の本会議、星野議員から議案第63号 指定管理者の指定についての質疑の中で、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条、事業報告書の提出については、各指定管理者から早急に提出を依頼する予定である。また、複数の自治会が指定管理者になることは責任の所在が不明確という懸念もありますが、指定管理者は法人でも団体でもよく、手続的には1団体の方が締結しやすいが、市としては施設を設置した経緯もあり、複数団体でも特に問題ないと考えているとのことであり、今回、複数団体にしていきたい。今後、地元の意向も伺い、検討をしていきたいとの回答がありました。

以上でございます。

○議長（松岡光義君） 続きまして、文教福祉委員長 飯田洋君。

〔文教福祉委員長 飯田洋君 登壇〕

○文教福祉委員長（飯田 洋君） それでは、文教福祉委員会の委員会報告をさせていただきます。

海津市議会議長 松岡光義様、文教福祉委員会委員長 飯田洋。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に御報告をいたします。

議案第55号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第56号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第57号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第58号 平成22年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第59号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第60号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第61号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第62号 海津市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過及び内容について御報告いたします。

ただいま御報告いたしました全議案、全会一致で可決されたことを申し添えます。

なお、議案第61号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例について及び議案第62号 海津市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例についての2議案につきましては、質疑

の後、一たん継続審査といたしました。休憩を挟み、改めて2議案は関係あるものとして一括議題として審査を行いました結果、本委員会は、次のとおり審査意見を付するものと決定いたしましたので御報告いたします。

お手元の裏面にございます審査意見。

今回の条例改正により、幼稚園に就園する幼児は、留守家庭児童教室を利用できる者から省かれます。

家庭において適切な保護が得られない留守家庭の幼稚園に就園する幼児であっても、引き続き放課後等において留守家庭児童教室を利用することができなくなるため、家庭の事情が変えられない場合、保護者は幼稚園へ就園させたい気持ちがあっても保育園または認定こども園に入園させることにより、延長保育の対象幼児とすることによって現状の家庭の事情を継続する状況に置かれます。

これまで、幼児教育・保育検討委員会においても審査された結果を踏まえての改正ではありますが、昨今の多様な家族構成、家庭事情のある中、さらにより多くの保護者のニーズにこたえられる幼児教育・保育を進められることを求めます。

以上であります。

○議長（松岡光義君） 続きまして、産業建設委員長 永田武秀君。

〔産業建設委員長 永田武秀君 登壇〕

○産業建設委員長（永田武秀君） 海津市議会議長 松岡光義様、産業建設委員会委員長 永田武秀。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順で報告します。

議案第55号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告いたしました1案件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて報告いたします。

以上でございます。

○議長（松岡光義君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（松岡光義君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 委員長にお聞きしますが、委員長の報告の後の審査意見書の中で、より多くの保護者のニーズにこたえられるような幼児教育・保育を進められることを求めますとありますが、議案第61号、第62号に関しては可決すべきものと認めておりながら、このような意見を出されるというのはいかがなものかと思しますので、再度お聞きいたします。

○議長（松岡光義君） 飯田洋君。

○文教福祉委員長（飯田 洋君） 委員会の途中で多くの質疑・応答がございましたので、大別してありました内容について、ひとつ御報告をさせていただきます。

一つは、特に今回の条例改正で南濃町内において少子化が進む昨今、私立の保育園において4歳児が市立幼稚園に移ることになる現状から経営についての不安がある、そのような質疑がございました。しかしながら、現在、4歳児のうち幼稚園への申し込みが委員会開催の現時点において3名のみなのは保護者への説明が不十分ではなかったのか、あるいは保護者間において教育を受けたいという幼稚園への入園希望者が多く、その要望にこたえた対応ではなかったのか。また、親さんにおいては、その費用面で入園先を決める結果になっているのではないかと。あるいは、保護者のニーズに本当にこたえる今回の改正であったのかという、そのような趣旨の質疑がありまして、執行部側からは、平成18年度から今回の改正に向けまして検討委員会でも少子化、認定こども園、あるいはこども課の発足に向けて十分審議をまいりました。その結果、この制度につきましては、今後3年をめどに、ひとつ見守っていきたい、そのような趣旨の回答がございまして、委員会においてはこういった十分な質疑・応答を踏まえまして、改めて先ほど説明しましたように、2議案関係がございまして、十分な審査の結果、可決すべきものと決定した経過でございます。以上でございます。

○議長（松岡光義君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（松岡光義君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） 62ページですけど、この諸収入の雑入について、ちょっと具体的に教えていただけたらと思いますが、そんな質疑はされなかったかどうか、説明いただきたいと

思います。1,164万9,000円という、なぜ雑入なのかと。どうしてそんなお金がここに出てきたのかということも含めて教えていただけたらと思いますが、お願いします。

○議長（松岡光義君） 永田武秀君。

○産業建設委員長（永田武秀君） ちょっともう一度そのページ数と、それから……。

○7番（山田 勝君） 57ページ、細かに書いてあるのは62ページ。

○議長（松岡光義君） 山田勝君、もう一度。

〔「文教」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 文教ですか、これは。文教はもう終わりましたので。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） いや、産建とちょっと間違らかしておったのでごめんなさい、すみません。

○議長（松岡光義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第55号について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、議案第56号について、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、議案第57号について、討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、議案第58号について、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、議案第59号について、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、議案第60号について、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、議案第61号について、討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、議案第62号について、討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、議案第63号について、討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

お諮りします。議案第55号から議案第63号までの9議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第63号までの9議案につきまして、一括採決いたします。

議案第55号から議案第63号までの9議案について、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第4号）、議案第56号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第58号 平成22年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第59号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、議案第62号 海津市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例について、議案第63号 指定管理者の指定について、以上9議案は、原案のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前9時19分)

○議長（松岡光義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前9時35分)

◎請願第1号から第3号までについて

○議長（松岡光義君） 続きまして、日程11、請願第1号から第3号について議題とします。

さきに産業建設委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから産業建設委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設委員長 永田武秀君。

〔産業建設委員長 永田武秀君 登壇〕

○産業建設委員長（永田武秀君） 請願第1号から3号までの審査結果の報告をいたしますけれども、皆さんのお手元に配付してございますので、それを参照していただきながら、全部は読みませんので御了解いただきたいと思います。

海津市議会議長 松岡光義様、産業建設委員会委員長 永田武秀。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第134条第1項の規定により報告します。

記、受理番号、請願第1号、あと件名、TPPの参加に反対する請願、請願者氏名は、農民運動岐阜県連合会事務局長 中島新吾。委員会の意見、今回、議会に提出された請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、採択との結論に達した。審査結果は、採択すべきもの。

同じく請願第2号、件名、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、請願者氏名、農民運動岐阜県連合会事務局長 中島新吾。委員会の意見、今回、議会に提出された請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、継続して審査する必要があるとの結論に達した。審査結果、継続審査とすべきもの。

請願審査報告書。これは請願第3号です。件名、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加反対に関する意見書採択を求める請願。請願者氏名、西美濃農業協同組合代表理事組合長 後藤角雄。委員会の意見、今回議会に提出された請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、採択との結論に達した。審査結果は、採択すべきもの。

なお、審査の結果というか、状況について御説明申し上げます。

請願第1号、第3号につきましては、ほぼ同じ内容ということで、一緒に審査をさせていただきました。その結果、先ほど申し上げたとおりでございます。これは賛成多数でありました。

それから請願第2号につきましては、全会一致で継続審査ということになりましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（松岡光義君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 服部議員。

○11番（服部 寿君） 私、産業建設委員であります、委員長、採択の結果が逆ではないかと思いますが、全会一致と多数決が。

○議長（松岡光義君） 永田議員。

○産業建設委員長（永田武秀君） 1号、3号については、正直言って採択反対という人も…
…、継続審査が全会一致やなかった。

○11番（服部 寿君） 違う違う。

○産業建設委員長（永田武秀君） 失礼しました。それなら、ちょっと報告し直します。私の勘違いです。

すみません、T P P 反対については……。

〔発言する者あり〕

○産業建設委員長（永田武秀君） なら、あっちでやります。

○議長（松岡光義君） 登壇して。

〔産業建設委員長 永田武秀君 登壇〕

○産業建設委員長（永田武秀君） 大変申しわけありません。私の勘違いであります。継続審査については、正直申し上げて不採択という意見もありましたので「賛成多数」ということで、それから1号、3号につきましては、「全会一致で採択」ということでございます。訂正させていただきます。大変申しわけありません。

○議長（松岡光義君） 委員長の報告が終わりましたので質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野議員。

○15番（星野勇生君） 請願の取り扱い等について、できれば議運の報告を求めたいと思いますし、今回の請願の取り扱いについて、産業建設委員長から今審査結果の報告がありました、私の思いと、いささか疑問に思う点がありますのでお願いをしたいと思います。

ただいま、1号と3号については採択すべきものということで報告がありました。請願の採択というものは、採択されると議会の政治的・道義的責任を負うことになると、こう掲げております。そういったことについての考え方はどうであったか。

それから、今回の請願について、実はよくわかりません。一つには、1号については意見書を政府・関係機関に提出することを請願しますと書いてあります。意見書を提出すること

を請願しますということは、今回、意見書をつけて報告すべきではなかったかなあということを考えますが、いかがでしょうか。

それから第3号については、請願文書表の裏面に請願書がつけてございます。その最後に、「別紙意見書を採択していただくよう請願します」と。その別紙とは、我々は拝見いたしておりません。したがって、何をどう審査をされたか、これについて御報告をいただきたいと思えます。

続いて、今回の請願の紹介議員さんについては、産業建設委員が2名お見えになります。そうすると、今回、請願を提出されて委員会付託された産業建設委員は、海津市議会には6名の委員で構成されております。紹介者2名は、当然この請願に賛意を示して出されたものと思えますし、聞くところによると、当日、委員さんが1名欠席でございました。あわせて問題なのは、この審査報告書の中でこういったことについて議会運営委員会が常識的判断でこれが正しいのかどうか、こういったことについて委員長である永田委員長がどういう判断をされたのか、もしくは議会運営委員会はどうか判断されたか、そんなことをお尋ねしたいと思います。

もう一つは、ちょっと順序が変わりますが、産業建設委員会で地方自治法第117条の規定についてはどういう判断をされたか。

次に、委員会の自主的判断がなされたと判断をいたしておるのか、いわゆる総花的にオーケーというような審査ではなかったかなあ、その辺を踏まえてお知らせいただきたいと思えます。

○議長（松岡光義君） 委員長 永田武秀君。

○産業建設委員長（永田武秀君） 一度にたくさん言われましたんで完璧にお答えできるかどうか分かりませんが、まずこの最初に指摘された意見書を政府機関に提出することを請願します意見書でありますけれども、これについては大変申しわけないんですけど、私たちがいただいたものというのはこれだけでございますので、それについてはついていなかったというふうな報告しかできないと思えますので御理解をいただきたいと思えますし、それから幾つか言われた紹介議員の件でありますけれども、これも産業建設委員会にたまたま所属しておられたというだけであって、あくまで紹介議員というのは地方議会事務提要の中には、議員が請願の紹介をしたときは除斥云々ということも、私も実は心配しました。しかし、こういったものからいけば、ただ請願の紹介をただけだということと除斥の理由にもならないし、また同じように審査に加わってもいいという解釈が成り立ちますので、その点もひとつ御理解をいただきたいなあというふうに思っております。

それと、確かに今言われるように地方自治法117条、私詳しい条文はわかりませんが、総花的な判断をされたのではないかということとありますけれども、確かにそういった

部分があろうかとは思いますが、この地域は非常に農業を中心とした地域でありますので、やっぱり農家の立場として、こういったTPP参加によって受ける影響が大変大きいというようなことから、やっぱり請願は採択すべきではないかという、この地域事情も私たちは十分配慮して審査をしたつもりでございますので、その点は御理解をいただきたいなあと、こんなように思っております。

あと抜けておることがありましたら、ちょっともう一度お願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 一番大事なことは、委員会に付託をされました。その委員会でどういった形で審査をするかではなかったかなあとってお尋ねしておるわけでございます。質問回数が限られた中でのお尋ねでありますので一気に聞いております。

117条は、先ほど除斥の問題で委員長が答えられました。しかし、紹介議員になる人は、この請願に賛意、いわゆる賛成ですよという思いがあって当然されるものであると私は判断をいたしておりますので、除斥ということじゃなくて、6名の委員会の中で正しい判断がされていたかどうかということでございます。その辺について委員長のお答えをいただきたいと思っております。

前段の議会運営委員会で産業建設委員会にこの審査を付託するときに、議会運営委員会はそういった心配をしなかったのかどうか。

特に請願の持つ意味というのは、いろんな書き方があるんですけども、当該地方公共団体の任務、権限に属しない事項は請願事項としてなり得るのかどうかという懸念がされています。直接市の執行部等々の行政機関に出す請願である場合は、請願として十分理解し得ますが、今回は国への意見書を採択して出してくださいよという請願であると認識している以上、意見書が添付されていない審査については非常に危険性が高いと思っております。

特に最初申し上げたように、最後の請願第3号については、最後に言った「別紙意見書を採択していただくよう請願します」と書いてあるんで、この意見書とは何でしょうか。これについて審査は行ったかどうか、これをお尋ねして、この請願を採択されると今後どうされるのか、これについて余分な質問をしましたが、その辺をお答えいただくことが肝要でございます。

議長、よろしく申し上げます。

○議長（松岡光義君） 永田武秀君。

○産業建設委員長（永田武秀君） 2点についてうまく説明できるかどうかわかりませんが、お答えいたします。

まず第1に、正しい委員会として審査をしたかということでもありますけれども、それぞれ

委員という立場でいろんな資料もたくさん提出いたしました。その上で非常に活発な審査も行われ、私は全く正しいかと言われれば大変疑問でありますけれども、先ほど冒頭にも申し上げましたように、この地域性、つまり特に高須輪中という地域は、いわゆる優良農地をたくさん抱えた大変農業地域であるといった認識のもとに、議員はこういったT P P参加によって打撃を受けるという判断ですね、関税撤廃によって、そういったところにも踏み込みながら審査をいたしましたので、大変星野議員には申しわけないんですけれども、私たちとしては精いっぱい審査をして、それなりの答えを出させていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

それから2点目の意見書でございますけど、これは私は議会のルールがちょっとわからないんで申しわけないんですけれども、もし採択されたならばそれなりの、正直申し上げて、委員会で審査した意見書は皆さんに提出をさせていただきますし、送付先についてもきちっと準備をいたしておりますので、採択されるかされないか、この順番がちょっとはっきり申し上げて、お出しをして、その上でそういったことをここの議場でお考えいただくのか、あるいは採択されてから意見書（案）を提出させていただいて議場でお認めをいただくのか、このあたりのことについては議会事務局との打ち合わせでは、それは採択後に意見書（案）を皆さんに提案させていただくと、送付先等についてもということで、そのような準備はいたしておりますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） これは質疑でありますので3回まででなるべくとどめておきたいと思いますが、議長、請願第3号の先ほどから申し上げておる「別紙意見書を採択していただくよう請願します」、これについて別紙がありませんが、この対応は別紙があったんでしょうか、どうでしょうか。委員会で別紙を審査した形跡はありますか。議長、出席をされておったと思いますが、お答えください。

しかるに、別紙の意見書はなぜついていないのか。こういった請願の取り扱いがいささか問題あれへんのかと申し上げておる。請願の持つ意味というのは、きょう、市長、執行部お見えですが、これから出るであろう地域のことについて地域の人が請願として出される、これを請願で趣旨として考える場合があります。しかし、今回は、議会が国に向かって、この地方の思いを意見書に託して送るわけです。したがって、意見書、ここについてあった文書は何でしょうか。これを明確に、議長の方から、なぜついていないのか、もしくは議運でこのことについて協議をされたんでしょうか。当然ついておるものと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松岡光義君）　ここでしばらく休憩いたします。

（午前9時55分）

○議長（松岡光義君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時10分）

○議長（松岡光義君）　永田武秀君。

○産業建設委員長（永田武秀君）　大変申しわけありません。今、大変こちらの方の手落ちと申しますか、申しわけございません。委員会には同じものが配られておったということ、まず報告させていただきます。

それで、行数が少ない、送付先が内閣総理大臣と農林水産大臣が第1号の請願でございます。それから第3号は、T P P云々というのが第3号でございます。そして、これにつきましても、委員会においてはこの意見書（案）については、間違いなく配付をされております。最終的に、これはたればの話でございますけど、採択された場合には、一括議案としましたので、これの両方にとって、配付先も多い方にしようじゃないかというようなところまで踏み込んだ審査はいたしておったということだけ御報告申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松岡光義君）　星野勇生君、4回目ですが、特別許可します。

星野勇生君。

○15番（星野勇生君）　出していただきまして、まだ読んでいませんが、これについて審査をした結果、今の委員長の説明によると、新しい意見書をこの後つくって皆さんにお諮りするということですので、一応了解をすとかしないとかじゃなしに、わかりましたとか言えませんが、一言だけ申し上げておきたいと思います。

一般質問の藤田議員の答弁で市長は、「T P P参加について賛成か反対かを論ずるかではなくて、政府がT P P参加のためにどういった政策を打ち出すか。特に農業支援のための制度設計がどう構築されるかが問題であり、それが打ち出されない限りT P Pに参加することについては賛意することはできないと考えております」と、こう答弁されております。多分委員さんには提出された資料としてついておると思うんですが、経団連、商工会議所、経済同友会からは早期参加を求められております。そういったことを踏まえると、海津市議会でどういった審査をしてやってきたかなあというのが私の疑問に思った点であります。

したがって、今後の対応として申し上げさせていただくなら、過去の例に従って、こういった審査は意見書を付して、請願第何号、以上のとおり意見書を国に出すということをつけ加えて請願審査を行われたと思っておりますので、今後の対応として申し述べさせていただきます。

きました。

議長、ありがとうございました。

〔「議長、もう1点だけ」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 永田武秀君。

○産業建設委員長（永田武秀君） 今おっしゃいました経団連とか同友会とか、そういったところがT P P参加に賛成だということも資料として確かに添付されておりました。それで、委員会におきまして地元の商工会、あるいは県商工会連合会、こういったところの動きはどうですかというようなことも私は委員長として事務局にもお尋ねしましたけれども、これは非公式な場だったんですけれども、産業経済部の方に参考意見としてお尋ねしました結果、そういう団体ではこういったT P P参加云々についてのことは何にも意思表示をされていないというようなお話もございました。ただ、全国商工会連合会では慎重に対応されるべきだというような話があるという説明も受けておりますので、確かにおっしゃるように、いわゆるマイナス面ばかりじゃなくして、これによるプラスの部分もあるとは思いますが、ただ、先ほどから再三申し上げておりますように、特にこの海津市は高須輪中を中心にした農業のまちであるということに視点を置きまして、こういったような意見書の採択に至ったということだけ御理解をいただきたいなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松岡光義君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

初めに、請願第1号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、請願第2号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、請願第3号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、請願第1号 T P Pの参加に反対する請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡光義君） 総数16人、起立15人でございます。起立多数であります。よって、請願第1号 TPPの参加に反対する請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから、請願第2号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、継続審査です。会議規則第103条の規定により、お手元に配付しましたとおり、委員長から閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これから請願第3号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加反対に関する意見書採択を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡光義君） 総数16人、起立15人、起立多数であります。請願第3号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加反対に関する意見書採択を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎下水道対策特別委員会の中間報告について

○議長（松岡光義君） 続きまして、日程第12、下水道対策特別委員会の中間報告について議題とします。

下水道対策特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。下水道対策特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

下水道対策特別委員長の発言を許可します。

六鹿正規君。

〔下水道対策特別委員長 六鹿正規君 登壇〕

○下水道対策特別委員長（六鹿正規君） まずもって、皆様方に御報告をさせていただきます。

去る14日に行われました下水道対策特別委員会において永田委員長の方から委員長を辞任したいと、交代をしたいというような申し出がありまして、委員会の中で協議の結果、不肖副委員長の私が委員長に昇格し、また副委員長においては2番の山田武議員が副委員長を務めさせていただきます。よろしく願いをいたしまして、特別委員会の中間報告をさせていただきます。

海津市議会議長 松岡光義様、下水道事業特別委員会委員長 六鹿正規。

下水道対策特別委員会中間報告書。

本委員会に付託された事件について、会議規則第45条第2項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告いたします。

平成21年12月の定例会において、下水道整備における国の制度変更適切かつ弾力的に対応し、かつ整備の調査・研究を行うため、委員6人をもって構成し、下水道整備の円滑な推進を図ることを目的に下水道対策特別委員会が設置されました。

以来、きょうまで4回の特別委員会を開催し、下水道整備に係る調査・研究をしてまいりました。その結果、現時点までの概要について、集約して御報告いたします。

下水道は、生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全を主要な目的として整備を推進してきたところであります。現在までの整備率は、下水道は79.3%となっており、農業集落排水と合わせ81.5%という状況であります。また、水洗化率は、下水道が60.8%、農業集落排水が74.1%であり、合わせて62.5%となっている状況で、今後はさらに水洗化率の向上を図っていく必要があります。

しかし、最近特に財政的にも厳しい状況ではありますが、国の一括交付金制度を踏まえながら、下水道計画に基づき段階的に整備を進めていくことが必要ではないかと考えます。

今後、下水道の整備に当たっては、順次計画的に進め、住民に対して理解を得ながら整備されることを期し、中間報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（松岡光義君） 報告のみでございますので、質疑は行いません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 質疑は、もう行いません。

〔「議事進行に対しての質問ですが」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） はい。

○11番（服部 寿君） 議長は質疑なしというふうにおっしゃられましたが、会議規則のどこ

に載って、いわゆる報告の質疑を許可しないというか、質疑なしと決められたか、お願いいたします。

○議長（松岡光義君） 報告ですので質疑はないということでお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） はい、どうぞ。

○11番（服部 寿君） 議会はルールにのっとってやることであって、会議規則のどこに載って、いわゆる報告に対して質疑をしないというのはどこに載っておるのでしょうか。委員長報告に対して質疑ができると載っておるんですよ。

〔「当然や」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） しばらく休憩いたします。

（午前10時25分）

○議長（松岡光義君） 休憩を解きます。

（午前10時28分）

○議長（松岡光義君） 今、ちょっと申しわけございません、質疑を受けますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） はい、どうぞ。

○11番（服部 寿君） ありがとうございます。

委員長にお聞きしますが、本日の中間報告書の冒頭、「本委員会に付託された事件について」とありますが、下水道特別委員会に、平成21年12月の定例会において私が時の星野議長に質問しました。諮問ないし付託はされるおつもりでありますかということで、諮問ないし付託はしませんと、付託されていないと思いますが、委員長は、いつ、だれから付託をされましたか。

○議長（松岡光義君） しばらく休憩します。

（午前10時29分）

○議長（松岡光義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時33分）

○議長（松岡光義君） 六鹿正規君。

○下水道対策特別委員長（六鹿正規君） 今、服部議員の方から御指摘がございました。この

特別委員会ができた当時、服部議員が付託をするのか、しないのかというようなことを前議長に御質問されたと思っております。しかし、付託されたというふうには、私ども下水道は、今後、柔軟な対応、また経済状況、いろんなことを踏まえて、当然審査等を推し進めていく、また行かなければならないと、そういったことに対して私どもの委員会は、休会中も開けるというふうになっております。

今回、報告の中にありましたように、経済状況、いろんな状況が変わってきておると、そういったことを踏まえて、今回、委員会を開いて御報告をさせていただきました。付託された、されないという文言に対しては、若干とらえ方が違うのかなあというふうにも思いますけれども、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 服部議員。

○11番（服部 寿君） 六鹿委員長から御答弁いただきましたけれども、文言のそのとらえ方というふうの感じで受けとめられておりますけれども、しかしながら、今の中間報告書で「付託された」というふうに書かれますと、申しわけない、議長から付託、本議会で会期中にですよ、そういうふうに受けとめられるんですよ。設置目的の委員の調査・研究に対しては、それは設置目的で私も認めておりますし、議会も認めています。

この報告書で私が言いたいのは、「付託された事件」というのを申しわけありませんが削っていただいて、会議規則45条のというふうにおっしゃっていただければ、当然設置は認めておりますのでそれで中間報告はお受けいたしますが、今言った、私は、いつ、だれからということが明確に答えられない以上、「付託」という言葉をこの文書に載せて報告書としていただくのは納得いかないわけでありますので、再度質問させていただきます。

○議長（松岡光義君） 六鹿議員。

○下水道対策特別委員長（六鹿正規君） 今、「付託」という言葉が適切ではないというふうに御指摘をいただきました。私どもは特別委員会を休会中も開けるということは、当然下水道に関しては、私ども任期中に、御意見に反するかと思っておりますけれども、任期中は下水道に関してはいろんな事案に対して付託されておるのではないかなあと、これは私自身が考えることであって、もし委員と物の解釈が違っておるようでは申しわけないなあと思っております。

また、この問題につきましては、後日、特別委員会、また議長の参加をいただいて協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 服部寿議員。

○11番（服部 寿君） 事務局にお伺いしますが、議長から付託するということなしに、委員

会の中間報告ですね、議長から付託されたということで載せる、書く、読み上げる、一緒ですが、本会議にそういうふうで決めていないこと、議長から付託されていないことをこのように載せることはよろしいのでしょうか。

〔「閉会中、審査があるよ」と呼ぶ者あり〕

○11番（服部 寿君） 僕が申しておるのは、この中間報告に何も異議申し立てするつもりは、当然ありません。当然調査・研究された結果、真摯に受けとめております。御苦労さまでしたとお伝えしたいと思いますが、しかしながら、申しましたように、議長から付託をされていないことに関しての報告書というと、いつ何どき付託されたのかな、議長からということになりますので、設置目的に対する調査・研究で報告書、これは結構であります、この文言、いわゆる付託されたということ、申しわけございませんが、議事録に載ります。いつ、何どき、どこでだれから、どの場所であるということですね、付託されたのかというときに根拠がないとできませんので、市民から、いわゆる議会から付託された、その思いはいいですけれども、「付託」という文言で議事録に当然載りますし、いつしたのかなというふうにさかのぼりますので、その根拠、事務局にもお伺いしておりますのはそういうことであります。

〔発言する者あり〕

○11番（服部 寿君） で、事務局にそうですよ、手続上のことで聞いている、それでよろしいんですかということをお聞きしておるんです。

○議長（松岡光義君） 事務局長 大橋君。

○議会事務局長（大橋茂一君） ただいまの御質問でございますけれども、いつということですが、昨年12月の定例会の折に、確かに服部議員さんから当時の星野議長さんに付託の件につきまして御質疑があったということでございますけれども、その後、この案件につきまして議決をいただきまして今日まで来ておるということでございますので、その点、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

〔「議長、4回目、最後で」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） はい、特別許可します。

服部議員。

○11番（服部 寿君） 私が局長に今聞いたのは、手続上これでよろしいんですかということ、申しわけないけど聞いておるわけで、局長の判断でいいということで判断して終わりにさせていただきますが、もう一つ、今、議長から許可を受けましたので、この中間報告書ですけれども、市民の皆さんから、さきの「議会だより」にもう載っておるんですよ。いわゆる市民の皆さんにさっき出ておって、委員会の報告書として、何で議会が今12月議会なんです、これは委員長に聞いておるんですけども、9月議会にまず中間報告書、議会に提示して議会だよりでしょう。その手続についても、委員長、お願いします。

○議長（松岡光義君） 六鹿正規君。

○下水道対策特別委員長（六鹿正規君） 議会だよりに載っておるからどうのこうのというふうに言われますけれども、確かにあれからまた下水道の進捗率等々はよく見ていただくと、パーセンテージも変わっています。そういったことを踏まえて、なぜというふうに言われますと、私どもにおいては、今回、国の一括交付金制度等々が変わってくるのかなあとというようなことを踏まえて、私どもはこういった会議を開き、また御報告をさせていただく。本来ならば9月でやっておけばよかったのかなあと、そんなことも思いますけれども、今回、こういった形で御報告をさせていただいたというふうでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（松岡光義君） そのほかございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 当時議長であった関係で正確に考え方が違うところを指摘しておきたいと思えますし、お答えください。

当時、服部議員から、「議長、付託をされますか」という言葉を聞かれました。私が答えていいんですかということから答えさせていただきました。その議事録には「付議はしません」、そういうお答えをいたしております。

その次に、諮問はされませんかという話から、「諮問はいたしません」、はっきり申し上げております。

いわゆる特別委員会の設置については2通りあることは、皆さん御承知のとおり、議長が提案して特別委員会を設置する場合と議員みずから特別委員会の設置をしたい申し出を受けて議会に諮ってする、この2通りがあって、後者の部分でこの特別委員会はできています。議員が議会中しかできない委員会を閉会中でもできるようにということで、当時、特別委員会設置の中で定めております。

今の局長の説明によると、付託されたようにとらえる答弁ですが、当時、特別委員会のこの目的に沿って調査・研究されることを期待しますと私は述べておるはずなんですよ。

したがって、今、服部議員のおっしゃったように、会議規則45条、これに基づいて行う中間報告書であってほしい。ペーパーに出したり、こうして会議に議題に上がると、そのまま間違ったことが載ってしまいます。だから、「ルール」という言葉がありました。前も使って私はやってきたんですけど、ルールに従ってきちりとした文書をつくっていただくようにと思うんですが、事務局長、お答えください。

○議長（松岡光義君） 議会事務局長 大橋君。

○議会事務局長（大橋茂一君） ただいま星野議員さんの御質問ですけれども、当時のその定

例会におきまして、そのような目的で調査・研究をするということでございますので、今日までの経過につきまして報告をされたものというふうに思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 服部議員から指摘があったように、この文書を改正する予定はありますか、議長。いわゆる付議されていないものを付議されたように書かれた報告書では、実は事務上について今後波及する可能性がある。だから、今、服部議員から提案があったように、会議規則に基づいて中間報告をされたものについては問題ないと思いますが、付議していないものを付議されたように書かれた文書について私も疑問に思いますので、修正、訂正を求めたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） はい。

○15番（星野勇生君） 私は議長に申し上げておるんです。お答えは要りません。

○議長（松岡光義君） 一遍よう検討しまして直すところを直したいと思いますので、これで御理解いただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） はい。

○15番（星野勇生君） いつそれをする予定ですか。私は、今提案しておるんですよ。議員さん、違いますかね。

そういったことを、いつ、どこで検討してやるか、今やれないのか、何でか、これをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 水谷議員。

○12番（水谷武博君） 休憩をしていただいて、議会運営委員会で御検討いただいて再開をされたらどうでしょうか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） しばらく休憩します。

（午前10時47分）

○議長（松岡光義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（松岡光義君） 六鹿議員から説明がございますので、六鹿議員、よろしく願いいた

します。

- 下水道対策特別委員長（六鹿正規君） 休憩前に御指摘いただいて、私自身、皆様方と十二分協議をした結果、好ましくない部分が、また変更すべき点が2点ほどございましたので、改めて再提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、「下水道事業特別委員会」というふうになっておりましたけれども、これは正確には「下水道対策特別委員会」でございますので、よろしくお願いいたします。

また、「付託」という文言を訂正させていただいて、この部分を削除させていただきます。この部分だけ改めて読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

「本委員会は、会議規則第45条第2項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告します」、よろしくお願いいたします。

◎閉会中の継続調査申出について

- 議長（松岡光義君） 続きまして、日程第13、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営副委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

ただいま海津市議会請願・陳情取扱要綱及びT P P参加反対に関する意見書の提出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、海津市議会請願・陳情取扱要綱についてを追加日程第1とし、T P P参加反対に関する意見書についてを追加日程第2として議題といたします。

ここで5分間休憩します。

（午前11時05分）

-
- 議長（松岡光義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔追加議案の配付〕

（午前11時10分）

◎発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱について

○議長（松岡光義君） それでは、追加日程第1、発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、15番 星野勇生君。

〔15番 星野勇生君 登壇〕

○15番（星野勇生君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第5号、提出者、星野勇生として説明をいたします。賛成者は、掲げてありますように、飯田洋君、渡辺光明君、ともに海津市議会議員でございます。

海津市議会請願・陳情取扱要綱、これは理由としては、請願権の国民一人ひとりすべての権利であります。しかし、海津市議会会議規則においては標準会議規則による一般的な条文のみとなっております。請願や陳情の内容によってはその都度判断に差異が生じる、そんなことを危惧いたしましたので、その理由をつけまして別紙のとおり発案させていただきました。

内容については、時間がかかりますので省略をいたしますが、よろしく御審議をいただき、お認めをいただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松岡光義君） しばらく休憩いたします。

（午前11時12分）

○議長（松岡光義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時50分）

○議長（松岡光義君） これより発議第5号の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 水谷議員。

○12番（水谷武博君） 議長に大変申しわけありません。議事進行のことでございますけど、ただいま全員協議会で全員で決まったことを議長が提案していただければ、それで皆さん賛同、異議なしだと思いますけど、そのようにお諮りをしていただければいいと思います。

○議長（松岡光義君） よろしいですか、今、水谷議員がおっしゃったように全協で決まったことを進めますよということでございますので、そのように進めさせていただきます。

ただいま質疑を行いました発議第5号は、議会運営委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は、議会運営委員会に審査を付託することに決定しました。

◎発議第6号 TPP参加反対に関する意見書について

○議長（松岡光義君） 追加日程第2、発議第6号 TPP参加反対に関する意見書についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、16番 永田武秀君。

〔16番 永田武秀君 登壇〕

○16番（永田武秀君） それでは、発議第6号、平成22年12月17日、海津市議会議長 松岡光義様、提出者、海津市議会議員 永田武秀、賛成者、海津市議会議員 伊藤秋弘、賛成者、海津市議会議員 六鹿正規。

TPP参加反対に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

理由、TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指した協定であり、締結をすれば日本農業は壊滅し、関連産業を含め地域での雇用が失われ、地域がますます疲弊することとなります。

よって、TPPへの参加を含め、参加を前提とした協議開始にも断固反対するため。

それで、皆さんのお手元に、同じ紙の裏にTPP参加反対に関する意見書ということで、内容はそれぞれ、時間の関係もごございますのでお目通しいただいて御理解をいただきたいと思っております。

なお、提出者は岐阜県海津市議会、送付先は、内閣総理大臣 菅直人様、外務大臣 前原誠司様、農林水産大臣 鹿野道彦様、経済産業大臣 大畠章宏様ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（松岡光義君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号 TPP参加反対に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

この意見書は、内閣総理大臣ほか関係大臣に送付いたします。

ここでしばらく休憩します。

（午前11時55分）

○議長（松岡光義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時00分）

○議長（松岡光義君） 追加日程第1、発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱についてを議題といたします。

委員会に審査が付託してありますので、ただいまから副委員長より審査結果の報告を求めます。

議会運営委員会副委員長 藤田敏彦君、登壇して報告してください。

〔議会運営副委員長 藤田敏彦君 登壇〕

○議会運営副委員長（藤田敏彦君） それでは、委員会の報告をさせていただきます。

海津市議会議長 松岡光義様、議会運営委員会副委員長 藤田敏彦。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、結果の順で報告をいたします。

発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱について、継続審査とすべきもの。

以上であります。

○議長（松岡光義君） 委員長の報告が終わりました。質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱についてを採決します。副委員長の報告は継続審査です。会議規則第103条の規定により、お手元に配付しましたとおり、副委員長から閉会中の継続審査申出書の提出がありました。

お諮りします。副委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（松岡光義君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件は、すべて議了しました。

これをもちまして、平成22年海津市議会第4回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

（午後0時04分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成22年12月17日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員